

令和 8 年度 産業廃棄物（中永トンネル油水分離施設）
収集運搬・処分業務委託仕様書

第 1 条 適用

本仕様書は、令和 8 年度 産業廃棄物（中永トンネル油水分離施設） 収集運搬・処分業務委託（以下「本業務」という）に適用する。

第 2 条 目的

本業務は、中永トンネル油水分離施設から排出される産業廃棄物（廃油）の（以下「廃棄物」という。）の収集運搬・処分を適正かつ円滑に履行することを目的とする。

施設の概要は以下のとおり。

施設の概要

中永トンネル油水分離施設

原水量 6. 4 m³/時

原水排出時間 2 4 時/日

処理目的 流入排出中の油分の除去

処理方法 自然浮上分離+加圧浮上+凝集ろ過

委託場所 新潟県長岡市中永トンネル油水分離施設 所在地：長岡市中永地内

第 3 条 委託期間

契約期間は、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日とする。

第 4 条 履行義務

受注者は、契約書、本仕様書及び関係図書に基づき、効率的、経済的かつ適正に委託業務を履行しなければならない。

第 5 条 廃棄物の種類、数量

委託業務の対象となる廃棄物、数量は次のとおり。

廃棄物の種類・数量：含油水	2 0 m ³
スカム	1 4 m ³
汚泥（油含む）	5 m ³

※前記の数量は予定数量である。

第 6 条 内容

委託業務の内容は、前条に記載する廃棄物を、その受け渡し場所から処分業務を行う施設まで運搬し、最終処分を行う。

第 7 条 廃棄物の収集

廃棄物の受け渡し場所は中永トンネル油水分離施設（長岡市中永地内）とする。

2 前項の受け渡し場所において、運搬車両への廃棄物の積み込みは受注者が行うものとする。また、積み込み前に別途与板維持管理事務所が契約した維持管理業務委託業者と連絡調整を行うこと。

第8条 廃棄物の搬出日等

前条第1項の受け渡し場所から廃棄物を搬出する日については、原則として次のとおりとする。ただし、発注者の指示により搬出時間等を変更する場合は、その指示に従うものとする。

(1) 原則として、平日とする。なお、平日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く日とする。

(2) 搬出時間は原則として、午前9時から午後5時とする。

第9条 業務管理

受注者は、処分業務を開始する前に、契約期間中の処分業務計画を発注者に提出するものとする。提出した計画に対して発注者から変更の要請がある場合は、これに協力するものとする。

第10条 関係法令の遵守

受注者は、委託業務の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）（以下「廃棄物処理法」という。）及び日本国における関係法令等に従い適正に行うものとする。

第11条 安全管理

受注者は、委託業務の履行にあたり労働基準法（昭和29年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

2 運搬業務にあたって、その経路にあたる自治体等が事前協議や協定等により安全管理に関する点検・測定等の条件がある場合は、それらの事項を遵守しなければならない。

3 受注者の処分施設が廃棄物を受け入れるにあたり、自治体等が事前協議や協定等により安全管理に関する点検・測定等の条件がある場合は、それらの事項を遵守しなければならない。

第12条 運搬の変更

発注者は、受注者が行う運搬業務が環境上又は安全上適切でないと判断したときは、運搬方法の変更を求めることができる。また、受注者はこれに従わなければならない。

第13条 損害賠償及び補償

受注者は、発注者の所有施設を汚染又は損害を与えた場合には、直ちに発注者に報告し、その指示により、受注者の責任で速やかに原形に復旧しなければならない。

ただし、発注者の責めに帰すべき事由の場合は、この限りでない。

2 受注者は、運搬業務の履行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び

賠償の全責任を負わなければならない。

第 14 条 再委託

受注者は、発注者から受託した委託業務を他人に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て、廃棄物処理法の定める再委託基準に従う場合は、この限りでない。

第 15 条 業務実施にあたっての留意事項

受注者は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬・処分の許可を得ているものとする。

第 16 条 資格を要する業務受注者は、委託業務を履行するにあたり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

第 17 条 業務完了報告及び履行の確認

受注者は、委託業務が完了した後、速やかに業務完了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 委託業務の履行の確認は、業務完了報告書及びマニフェスト B 2 票・D 票・E 票に基づき行うものとする。

第 18 条 疑義

本仕様書等に定める事項について疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者との協議の上、決定する。

(以上)